

勾 留 状		指揮印	
被疑者	氏 名	島 上 龍	延 長
	年 齢	昭和59年1月20日生	
	住 居	名古屋市中区三の丸1丁目4番2号 マンパワーパレス三の丸405号	
	職 業	無職	延 長
被疑者に対する詐欺被疑事件について、同人を愛知県中警察署留置施設に勾留する。			
被疑事実の要旨	別紙のとおり		
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由	次葉のとおり		
有効期間	令和4年10月14日まで		
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
令和4年10月7日 名古屋地方裁判所 裁判官 川 出 哲 朗			
勾留請求の年月日	令和4年10月7日		
執行した年月日時及び 場所	令和 年 月 日 午 時 分		
記名押印			
執行することができなかつ たときはその事由			
記名押印	令和 年 月 日 午 時 分		
勾留した年月日時及び 取扱者	令和 年 月 日 午 時 分		

(被疑者 島上龍)

(被疑者用) 1

事前研修資料（刑事弁護起案）

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	
下記の 2, 3 号に当たる。	
1 被疑者が定まった住居を有しない。	
2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。	
3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延 長	
延 長 期 間 令和 年 月 日 まで	延 長 期 間 令和 年 月 日 まで
理 由	理 由
令和 年 月 日 裁判所 裁判官	令和 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日 令和 年 月 日 裁判所書記官	勾留状を検察官に交付した年月日 令和 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

(被疑者 島上龍)

島 上 龍

別 紙

被 疑 事 実 の 要 旨

被疑者は、令和4年10月5日午後5時00分ころ、名古屋市中区三の丸1番1号に所在する居酒屋「あいべん」において、同店店長朝日丸男に対し、所持金がなく代金支払いの意思も能力もないのに、これがあるように装って飲食物を注文し、同人らをして、飲食後、直ちにその代金の支払いを受けられるものと誤信させ、よって、そのころから同日午後7時30分ころまでの間、同所において、同人らから順次瓶ビール3本ほか14点の飲食物（代金合計7,310円相当）の提供を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。